

議案第 2 1 号

専決処分の承認を求めることについて

平成 2 5 年度狭山市一般会計補正予算（第 5 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成 2 6 年 4 月 2 4 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、専決処分する。

平成 2 5 年度狭山市一般会計補正予算（第 5 号）

補正予算別冊のとおり

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

狭山市長 仲 川 幸 成

## 平成 2 5 年度狭山市一般会計補正予算（第 5 号）

平成 2 5 年度狭山市一般会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 7, 3 1 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 4, 6 0 2, 3 6 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

| 款        | 項        | 補正前の額           | 補 正 額        | 計               |
|----------|----------|-----------------|--------------|-----------------|
| 11 地方交付税 |          | 千円<br>1,746,610 | 千円<br>13,087 | 千円<br>1,759,697 |
|          | 1 地方交付税  | 1,746,610       | 13,087       | 1,759,697       |
| 15 国庫支出金 |          | 5,530,856       | 15,096       | 5,545,952       |
|          | 2 国庫補助金  | 809,052         | 15,096       | 824,148         |
| 17 財産収入  |          | 611,314         | 4,871        | 616,185         |
|          | 1 財産運用収入 | 13,707          | 4,871        | 18,578          |
| 18 寄 附 金 |          | 56,717          | 4,260        | 60,977          |
|          | 1 寄 附 金  | 56,717          | 4,260        | 60,977          |
| 合 計      |          | 44,565,051      | 37,314       | 44,602,365      |

歲出

[illegible]

## 第2表 繰越明許費補正

追 加

| 款        | 項         | 事業名        | 金額       |
|----------|-----------|------------|----------|
| 4 衛生費    | 2 清掃費     | 災害等廃棄物処理事業 | 25,000千円 |
| 6 農林水産業費 | 1 農業費     | 農業振興事業     | 1,880千円  |
| 8 土木費    | 2 道路橋りよう費 | 道路維持補修事業   | 3,000千円  |
|          |           | 一般市道整備事業   | 19,790千円 |
|          |           | 橋りよう維持保全事業 | 15,000千円 |
|          |           | 水路改良事業     | 2,268千円  |